

令和4年度第3回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和4年12月12日(月) 午後2時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六田文秀 会長 石川光子 副会長 小澤重人 委員 八木信男 委員 角谷美樹 委員 ※森まり子 委員は欠席
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 令和5年度労働報酬下限額の設定について (2) 新宿区公契約条例に関するアンケートの結果報告について(最終報告) 3 その他 4 閉 会
議 事	<p>(契約管財課長) 本日は年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。総務部契約管財課長の井上でございます。審議会の開催に先立ちまして、会議の定足数を確保させていただきたいと思っております。会議の成立には委員6名の過半数の出席を必要としております。本日、森委員が欠席されておりますが、5名の委員にご出席いただいておりますので、新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日、総務部長の山田が所用により欠席させていただいておりますので、予め申し上げます。それではこれからの進行は六田会長にお願いしたいと思います。</p> <p>(六田会長) 令和4年度第3回の新宿区労働報酬等審議会の審議を開催することにいたします。今回、第3回目でございますが、第1回目の時に区長より答申を提出するよう受けておりますので、これに対する答申を審議会として決定しなければなりません。これが本日の大きなテーマでございますので、活発なご意見を交えて、結論に至ることができれば幸いです。どうぞ委員の方々、よろしくお願いたします。それでは議事に入ります前に事務局の方から机上に配布されております資料等についてのご説明をよろしくお願いたします。</p> <p>(契約管財課長) それではまず本日の配布資料の確認をさせていただきます。まず資料1、労働報酬等審議会の名簿でございます。資料2が令和4年度第1回新宿区労働報酬等審議会の概要でございます。資料3が新宿区公契約条例に関するアンケートの集計結果というもので、まず概要というものがあまして、その後ろに円グラフが載っているものがございます。次に資料4として、第3回新宿区</p>

労働報酬等審議会への意見書として八木議員と角谷委員から連名で提出いただきました意見書となっております。それと、本日欠席の森委員から意見書が提出されましたので、それも机上に配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。以上となりますが、不足の資料ございませんでしょうか。また、参考といたしまして、机には今年度の審議会資料及びの委員の皆様におかれましては未定稿の段階でございますが、第2回の審議会の議事概要も配布しておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。本日ですが、議事の進行順序といたしまして、まず新宿区公契約条例に関するアンケートの結果報告について最初にご審議いただきまして、その次に令和5年度労働報酬下限額の設定についてご審議いただきたく存じます。そして最後にこれらの議論を総括する形で答申案についてご審議いただき、決定するという順序で考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

➤新宿区公契約条例に関するアンケートの結果報告について（最終報告）

（六田会長）それでは、事務局から公契約条例に関するアンケートについてご説明よろしくお願い申し上げます。

（契約管財課長）資料3の新宿区公契約条例に関するアンケート集計結果をご覧ください。まず、アンケートの実施期間でございますが、令和4年7月から令和4年9月まで実施いたしました。事業者向けについては、対象事業者数が159者、回答件数については40件、回答率は25.1%となっております。労働者向けについては、対象労働者795者に対しまして、回答件数が135件ということで、回答率は17.0%となっております。全体で申し上げますと、対象者数954者、回答件数175件で、回答率は18.3%となっております。

続きまして、アンケートの集計結果の概要をご説明させていただきます。個別につきましては恐れ入りますが、後ほど2ページ目以降の円グラフ等々をご覧くださいいただければと思います。アンケートの集計結果の概要でございます。まず、事業者向けについてでございます。労働報酬下限額の労働者への周知方法については「口頭で伝えた」との回答が最も多く、「書面を交付した」、「書面を掲示した」との回答が続いて多くございました。続きまして、公契約条例に関しまして、97.5%の事業者は労働者から相談や質問、苦情等は「無かった」との回答がございました。続きまして、「公契約条例の適用案件となったことで、より労働環境の整備に効果があったと思うか」との問いにつきましては、「どちらともいえない」との回答が最も多くございました。「そうは思わない」との回答と合わせますと、全体の57.5%を占めたところでございます。続きまして、「公契約条例の適用案件となったことにより労働者の労働意欲が向上したと思うか」との問いにつきましては、「どちらともいえない」との回答が最も大きく、「そう思わない」との回答と合わせると全体の74.4%を占めたところでございます。続きまして、「公契約条例の適用案件となったことにより業務の質が向上したと思うか」との

問いについては、「どちらともいえない」との回答が最も多く、「そう思わない」との回答を合わせると全体の72.5%を占めたところでございます。続きまして、「公契約条例の適用案件となったことにより他の案件と比べて労働者に支払う金額が増加した」と回答した事業者は37.5%でございました。62.5%の事業者は「変わらない」との回答でありましたが、「減少した」と回答した事業者はございませんでした。「現在の労働報酬下限額は妥当と思うか」との問いにつきましては、67.5%の事業者が「妥当である」と回答があったところでございます。最後に、労働報酬下限額を設定することによる効果に期待する意見がある一方、設定するのであれば、委託金額に反映させることを求める意見があったところでございます。

次に、労働者向けのアンケートの集計結果についてご報告いたします。1つ目でございます。公契約条例の適用案件では労働報酬下限額以上の報酬が保証されていることを「知っている」と回答した労働者は68.2%でございました。また、どのようにして知ったかとの問いについては「勤務先からの説明」、「会議や朝礼の場などで知った」との回答が最も多かったところでございます。公契約条例の適用案件の労働者は、条例に違反する事例があれば区などに申し出ることが出来ることを「知っている」と回答した労働者は56.4%でございました。また、どのようにして知ったのかとの問いについては「勤務先からの説明」、「会議や朝礼の場などで知った」との回答が最も多かったところでございます。続きまして、「労働報酬下限額以上の報酬が保証されることが労働意欲の向上につながるか」との問いについては、「そう思う」との回答が66.7%を占めたところでございます。続きまして、「労働報酬下限額以上の報酬が保障されることが業務の質の向上につながるか」との問いについては、「そう思う」との回答が60.8%を占めたところでございます。最後に、物価高騰に対応するため労働報酬下限額の上昇を望む意見が多く見られる一方、公契約条例の存在意義自体に疑問を投げかける意見もみられたところでございます。アンケートについての概要の報告は以上でございます。

(六田会長) 集計結果についての説明が事務局からございました。委員各位におかれまして、このアンケートのことについてのご質問、ご意見等々どうぞいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(八木委員) 当然立場も違うので、事業者と労働者とやっぱり傾向に乖離はあるかなと思うんですけど前提として1,080円でとってるアンケートですので、その辺を限定的に見なければいけないのかなという感じがします。それでも、事業者から説明を受けたという回答が多かったのはいいと思います。また、前回も申し上げましたが、アンケートの文面もいじるなりしたほうがいいのかと思います。今後、この内容をもとにもう少しレベルアップが図れたらいいと思います。

(六田会長) どうぞ他に、委員のみなさんからお話がございましたら、ご意見とかご感想、ご要望でも結構でございます。

(角谷委員) 集計については、大変な作業をありがとうございます。まず、今、課長から総括のところの説明ありましたが、実際に細かい円グラフ等々見させていただいて、労働環境の整備に効果があったかどうか、「どちらともいえない」と「そう思わない」を足して57%という話ですけれど、逆に、その効果があったと思うところは42.5%ともいえます。読み方を肯定的に捉えていただいたほうがいいと思います。

(契約管財課長) ありがとうございます。割合が半分に達していなかったものですから、過半の方の意見を申し上げた次第です。

(角谷委員) 逆にその条例の効果がこれだけ出ているというふうに私はこれを見ました。次の労働意欲の向上にしても、「そう思う」が25.6%で、業務の質の向上についても、「そう思う」が27.5%あるというように肯定的に捉えられるのかなと思いました。あとはですね、周知のところ、労働者向けのところで、「知っている」が68.2%なんですけど、「知らなかった」が31.8%となっており、次のところも、申出できることを「知らなかった」が43.6%ということで、やはり周知のところは、他の自治体の審議会の傍聴していてもそうなんですけど、すごく課題があると思います。それでも結構事業者側がいろいろ丁寧にやっただけという印象を受けていました。あとはですね、総括部分のところ、条例そのものの意義に疑問を投げかける意見というのが、具体的にどういうものであったのかなということで、その内訳のところの分類、前回も意見申し上げたんですけど、肯定的な意見と否定的な意見ということで分けていただいているんですけど、その否定的なところ、分類されているものを各項目その労働報酬下限額が低いということが意見であったりとか、そもそも条例に対する不理解であったり、条例そのものが問題なんだという意見として分類されるべきものが見受けられなかったので、そこを具体的につかんでいच्छるかと言うことをお伺いしたい。あと気になったのが、社会保険という制度そのものに対する条例とは別の意見がありまして、これについては、特に事業者側は法定福利費として、労働報酬下限額以上ということの他に確保が求められるべきものであると思います。その辺、石川委員、どのようにお考えかというところ。社会保険制度に対するもの、公契約条例そのものに対するもの、その理解とか整理しているのが、なかなか事業者側も労働者側も追いついていないがゆえにこの回答というものもあるかと思ったので、その辺のご意見をいただけたらと思います。

(石川副会長) 具体的には事業者向けの9ページになるかと思うんですけども、こちらの否定的な内容の3つ目で、この間そのものは公契約条例についてのご意見ご要望という項目ですけれども、内容は公契約に関わらない、範囲が広がってしまったと思います。今、角谷委員がおっしゃったように、社会保険の加入とか、扶養の範囲とか、そういったところでのまったく別問題であるというふうに理解しています。そうすると総合的に考えて、この内容を否定的な内容に区分してしまうのはどうなのかなって違和感もちます。皆さんおっしゃったように、

社会保険の加入要件とか、社会保険そのものがご理解を頂いていないとしたところでのご回答なんだろうなと思うので、それをもって否定的っていうふうに区分されてしまうと悲しいかなというところですよ。

(契約管財課長) 社会保険につきましては、労働環境確認報告書の中で社会保険に加入していますかというそういう設問も全部載っていますので、そういうところで、私どもはしっかりチェックをさせていただいている状況ではございます。ここの意見はですね、おそらくこれも想像の域を出ないのですが、そこは全くこの賃金とは関係ないでしょっていうような、そんなイメージなのかなという気がします。副会長のおっしゃったところと、同じような。ただ、私どもは必ず「社会保険に加入していますか」というところは設問で設けていますので、そこは全部チェックしておりますので、公契約条例の適用対象案件はすべて入っているというところで確認しています。

(石川副会長) それがあるから一緒に考えられちゃったのかもしれないですね。

(角谷委員) つながりでの発言になるんですけども、賃金以外において労働環境の整備がなされていないということなのか、それとも不十分なのか、そこをお願いしたいという意見も結構見られると思うんです。条例だけでできることではないんですが、労働者にとっては死活問題なので、労働環境に関する質問項目も明文化されると事業者さんにとってもいいと思うんですよ。せっかくいいことを始めているのに、一緒にたになってしまうので、もっと公契約条例を広げようとなってくれば、また特に問題ないですよ。

(契約管財課長) 今回、第1回目としてはこのような形で結果が出ていますけれども、また来年度も行いますので、それにあたってまずは事務局の方で設問をつくりまして、また審議会の皆様のご意見いただきながら、より実態に即した回答が返ってくるように努めてまいりたいと思います。

(六田会長) 設問内容等々で、そこらがもう少し浮き彫りになるような形での問いかけをなされるといいのかもしれない。その他にどうぞ、委員各位のほうから。

(小澤委員) 私からすると、事業者向けの方もですね、アンケートのなかで「どちらともいえない」という意見がすごく多いと感じるんですね。「どちらともいえない」っていうのは、どういう意味合いをもつのかということはまだ理解していないんですけども、賃金が上がったことに関して、公契約条例ができたことによって、どんなふうに我々の生活が変わっていくのかっていうことが、これ見るとまだはっきりと理解されていらないのかな。だから、これからまだまだ議論を尽くして、その周知に私たちが努力していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですね。

(六田会長) そうですね。発足は令和元年10月からですから、今年で4年目ということでございましょうか。それから今、委員がおっしゃったように、いろん

なかたちで浸透していくことを図っていかなければいけないのかもしれませんがね。八木委員がおっしゃったように、これが今年の7月から9月の間の報酬でございましょうかね。また、今回の審議会でどういう答申になるかこれからではありますが、答申を受けて実際下限額が決定した、その後の調査となるとまた違ってくるかもしれませんね。回収率が両者平均で2割を切っているところがちょっと残念で、もう少しこれが本当にお答えいただけるようなアンケートの設問の工夫ということも大事かもしれませんし、小澤委員がおっしゃったように、事業者側におかれても、どちらかわからない、どちらでもいいというんじゃないくて、何らかの積極的な提言が出てくるとより実のある公契約条例の展開が図れると思いますので、今後の課題としてより制度の充実を目指してアンケートをとることによって、事業者側、労働者側それぞれの様子を事務局として、あるいは区として受けていくと、それがまたいろんな意味での下限額の設定やその他に反映させていくことができれば、非常によろしいのかもしれませんが。

(八木委員) 工事の回答数が3件、7.5%なんですけど、これ事務局的にはどういう感じに受け取られていますか。

(契約管財課長) アンケート対象がですね、令和3年度の受注業者だったものですから、工事業者にしてももう工期終わっちゃったし、去年の話でしょっていうところが大きかったのではないかなと事務局としては推測しているところでございます。

(八木委員) 時期の問題？

(契約管財課長) はい。

(六田会長) 角谷委員がおっしゃったような、また課長がお答えされましたけれども、労働環境をどのように担保していくのかっていう、細かい社会保険の問題等々についても手を伸ばしていき、それらを実態に反映させていくような設問の仕方があり、実態把握に今後努めるというようなことでございましょうかね。

(角谷委員) 事業者向けの問3のところ、労働者等からの相談や質問、苦情が1件あるんですけど、これについて具体的な中身を掴んでいらっしゃいますか。

(契約管財課長) 労働者から事業者に対する具体的な申出の内容については特に記載はありませんでした。

(角谷委員) 事業者側の問9(2)の不十分と思う理由のところ、委託と指定管理協定が兼用になっていることで実態にそぐわない項目がある、と。具体的にどこが実態にそぐわないのですかっていうところで、この間、工事は、委託・指定管理協定とは分けていただきたいと意見を申し上げて、意見書も出ささせていただきました。委託と指定管理協定も分けたほうが実態にそぐうのかっていうところを質問させていただきたいなと思います。

(契約管財課長) アンケートのですね、設問そのものが委託と協定同じ説明をしましたので、これは協定の方にはなじまないんじゃないかというような、おそらくこれ指定管理の方で出てきていますので、協定の方の設問としてはそぐわない

のではないかと。そういう趣旨というふうに認識しています。

(角谷委員) 今回初めてなので、ある程度質問項目を固めて、毎年同じ形で統計を取れるような状態にしていけたらなという話が出たと思うんですけど、その時、①工事と、②指定管理協定と委託っていう2パターンでよろしいのかなっていう、ちょっと。

(契約管財課長) 来年度につきましては、このアンケートそのものがですね、工事と委託を対象にしてやる予定でございます。それも来年度契約業者についてです。前年度の契約業者でなく、当該年度の契約業者に対して、工事と委託についてアンケートを実施していきたいと考えております。

(六田会長) そういうことでよろしゅうございますでしょうか。アンケートについても事業者側、労働者側それぞれから、事務局にこういうアンケートの設問を入れていただいたらどうだろうかというように、そういう建設的なご意見を事務局にお出しになると、それを斟酌して事務局でご検討いただくこともできるんでしょうか？

(契約管財課長) 当然ですね、まず私ども原案を作成しまして、昨年も事前にお示ししてご意見頂きまして、取り入れるものは取り入れた形でやったつもりなんですけれども。来年度もですね、まず原案をつくらせていただいて、それに対して委員のみなさまのご意見いただいて取り入れるところは取り入れて実施していきたいと考えております。

(六田会長) いいでしょうね。そうするとアンケートの内容が充実して、より実体が浮き彫りにできるかもしれませんね。事務局は大変でしょうけど、ぜひ公契約条例の実質的な運びのためによりしくお願いいたします。

➤令和5年度労働報酬下限額の設定について

(六田会長) 今回のメインとなります労働報酬下限額の議題へ移らせていただきたいと思いますので、準備局の方からさらなるご説明をよろしくお願いいたします。

(契約管財課長) それでは議事にあたりまして、ご説明申し上げます。本日は、この後で答申案を作成しますので、それにあたりまして、令和5年度労働報酬下限額の事務局案を再度確認させていただきたいと思います。

(小澤委員) それは何ページですか？

(契約管財課長) 第1回の資料を見ていただくと一番わかりやすいと存じます。「参考資料」として配布している第1回審議会の資料3でございます。

まず工事請負契約の令和5年度労働報酬下限額につきましては、東京都における公共工事設計労務単価の90%の金額とする考え方をお示ししたところでございます。また、公共工事設計労務単価に設定される職種につきましては、近い職種と同様の単価とすることとし、タイル工については内装工、屋根ふき工については板金工、建具工については内装工、建築ブロック工については石工の単価に

100分の90を乗じて得た額とする案をご提示いたしました。加えまして、未熟練工につきましては、軽作業員の70%の金額とする考え方をお示ししたところでございます。次に、業務委託契約及び指定管理協定の令和5年度労働報酬下限額につきましては1,202円とする案を説明させていただきました。加えまして、区外にある施設の指定管理協定につきましては、それぞれの施設が所在する県の最低賃金を基準としつつ、令和4年10月改定時の増額分をさらに上乗せした金額を労働報酬下限額とする考え方をご説明させていただいたところでございます。このような考え方も参考にいただきながら、後ほど答申案についてご審議いただければと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、資料4についてご説明させていただきます。八木委員及び角谷委員からの意見書についてでございます。まず、意見要旨のうち、1の労働報酬下限額の計算式に賞与を含めることについてということでございます。1つ目としまして、「委託業務等は受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることからそういう視点は重要であり、同一労働同一賃金の考えが必要であると考えます」とのご意見をいただいたところでございます。これに対しましての区の見解で、事務局の見解でございますが、同一労働同一賃金は同一企業団体における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指すものと理解しているところでございます。委託業務等については区の業務の代わりに行うものという側面は確かにございますけれども、同一企業ではないため、同一労働同一賃金という考えの適用については慎重に検討する必要があると考えております。また、公契約に従事する全ての労働者が区の職員と同等の業務を任されているものとは認識していないところでございます。個々の働き方により賞与を支払うべきものと、そうでないものが存在するものと考えているところでございます。したがって、労働報酬下限額、すなわち最も低い金額として賞与を含めた金額を設定することは、労働者間の役割権限、責任やスキルの差に応じた賃金額の設定を困難にする恐れがあるものと危惧するところでございます。

続きまして2つ目といたしまして、「業務委託に従事する労働報酬下限額に近い賃金で働く労働者は日雇い労働者ではなく時給、または日給で月払いの非正規労働者が多いという理解が近く、民間の非正規労働者にどの程度賞与が支払われているかについては調べる必要があると思います」とのご意見をいただきました。仮にですね、賞与を適用することを検討するならば、民間の非正規労働者にどの程度賞与が支払われているかについては調べる必要があるというご指摘は確かにそのとおりでございます。調査方法の検討から実際の調査までは相当の時間かかるものと想定しているところでございます。そのため、1年間という短い期間では結論が出せないものと考えますので、後ほどでございますが、付帯意見として記載することについては、ほかの委員の皆様のご意見も充分にお聞きいただいた上で慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

3つ目としまして、「その上でその他事情として民間賃金相場及び民間企業の

賞与支払い実態などを勘案し、その後の議論を進めることが良いと思われま

す」というご意見頂きました。これに対しましては、労働報酬下限額の考え方としては公契約の業務に従事する労働者等に支払う報酬の下限額を定めているものでございます。条例の趣旨を踏まえま

すと、下限額はこれを設定することで、ダンピングの受注を防ぎ、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図ることを目的とするものでござ

います。従いまして、労働報酬下限額を最低賃金等の社会状況によって引き上げていくという議論はもちろん、重要であることは認識しておりますが、単に下限額を上昇させていくことだけに終始せず、新宿区公契約条例の大きな目的に則りまして議論を行っていき

ることが重要であると考えているところでございます。

4つ目といたしまして、「今後の検討課題として、先ほどのいただきましたご意見につきましては、付帯意見とした方が

良いと考えます」とのご意見でございます。賞与の計算式への適用については長期的な課題であり、次年度での検討で結論が出るものではないため、付帯意見として記載することについては、他の委員のみなさまのご意見を充分にお聞き

いただいた上で慎重にご検討いただきたいと考えているところでございます。事務局としましては、公契約条例を制定した趣旨に則りまして、今後の課題の1つとして、引き続きその必要性を検討していき

たいと考えているところでございます。

大きな2つ目としまして、新宿区公契約条例の型についてというところをいただきました。「公契約条例の分類における新宿区公契約条例の型（タイプ）については審議会において共通認識とし、今後の検討課題とすることを提案いたします。公権力規制型を施行規則によってILO条約型へ転換した千代田区や行政指導型でありながら実効性を高める議論や取組みを丁寧に行なっている世田谷区を参考にしては

いかがでしょうか」という意見をいただきました。これに対しましては、労働者の賃金請求権が発生するILO条約型への転換、または実効性の更なる向上を検討すべきご意見と受けとめさせていただきます。新宿区公契約条例につきま

しては、第9条第1号、第2号及び第6号におきまして、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと等を定めているところでござ

います。労働環境確認報告書により賃金の最低額を確認し、履行が不適切な場合は、改善の指示や契約解除もできることを定めております。従いまして、新宿区公契約条例も一定の実効性を備えているものと認識しているところでござ

います。ただしですね、いただきましたご意見も踏まえまして、他の自治体の動向等も参考にしながら、より充実した内容を有するような条例となるように引き続き情報収集に努めて参ります。

続きまして、答申書の付帯意見素案についてというご意見でございます。1つ目としまして（1）「次年度の検討課題」というところで、3つほどご意見をいただきました。1つ目が「第1回審議会の開催時期を夏に早め、予算編成に充分間に合うように議論を進める」。2つ目といたしましては「議論に必要な資

料を可能な限り順次提示していくよう事務局へ要請する」。3つ目といたしまして、「工事と、委託・指定管理のそれぞれについて実情に合せて実態把握が可能なように、アンケートの改善を図る」というご意見をいただきました。これらの次年度の検討課題については事務局としても検討すべき内容と捉えておりますので、他の委員の皆さんのご意見をうかがいながら次年度の検討課題として取り組んでいきたいと考えております。ただしですね、付帯意見の記載にあたりましては表現の部分ですとか、提供資料につきまして、調整させていただきたい点もありますので、後ほどご意見の交換をさせていただきたいと考えているところでございます。なお、1つ目の第1回審議会の開催時期につきましては、現在の委員の皆様は任期中となる来年の夏に第1回審議会を開催するというものでございます。通常、国の最低賃金が大体7月下旬に出まして、その後8月上旬に国の人事院勧告が出ます。ですので、そのあたりの日程が想定できますが、いずれにしても、これまでの課題整理や意見交換というような形で進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、(2)今後の検討課題でございます。①勘案基準の1つである行政職給料表(二)の計算式に賞与を含める検討を行う。②としまして、郊外施設、すなわち神奈川県、山梨県、長野県に関する労働報酬下限額について検討を行う。③新宿区の地域性や課題に即して職種別の労働報酬下限額設定について調査検討を行う。④といたしまして、新宿区公契約条例の実効性を高めるため、行政主導型からILO型への転換に必要な施策を早急に検討していくというものでございます。これにつきましては、今後の検討課題でございますが、いずれも早急に結論が出る問題はないと思っています。綿密な調査が必要でございます。ですので、長期的な課題であるというふうに認識しているところでございます。付帯意見として記載することについては他の委員の皆様のご意見も充分にお聞きいただいたうえで、慎重にご検討いただきたいと考えております。この中で一つですね、②の郊外施設、神奈川、山梨、長野で行政職給料表(二)を適用したらどうかというご提案が第2回にございました。私どもも、神奈川県庁、山梨県庁、長野県庁に確認しました。長野県は、技能職労働系の給料表はございません。ということは、新規の採用全く行ってないということです。ただし、その職種がないわけではなく、かつて採用された方がいるだけという状況のようです。このことについてはお伝えしておこうと思います。以上でございます。

(六田会長)ありがとうございました。整理いたしますと、ふたつに分かれるかと思えます。まず、工事、委託・指定管理についての下限額、これについての審議及び決議。もう1つは、八木委員と角谷委員からお出しいただいたこの意見書の取り扱い、このふたつに分けて議論を進めさせていただいたほうがよろしいかと思えますので、まずパート1の方の下限額についての事務局から提案のひとつの考え方について、どのように審議を行って、結論に至るのか、各委員の皆様からどうぞご意見よろしく願います。

(八木委員) 数字の話がさっき出ましたけど、工事、設計労務単価の90%ですか、委託・指定管理協定の1,202円、その辺はですね、今の段階では本当にこれはひとつの到達点かなと思っております。ただ、先ほど意見書の付帯意見

(1)で賞与の話ありましたが、基本的な考え方として、例えば、委託で働かされている人は、いわゆる区役所の直接雇用ではありません。委託業者で採用されている人ですので、当然、雇用形態も違うのを前提としているってことで、なかなかその、例えば同一労働同一賃金の範疇に入らないんだよってという議論ありましたが、そもそもなんでこういう言葉を最初にもってきたかという、歴史的にお役所がやっている仕事だんだん政策的に縮小されてきた。それはある意味、アウトソーシングという慣習、委託というか、そういうところでその業務を民間の方に移してきたという経過があるわけで、そういう意味でいうと例えば、公共サービスで働かれている方というのは提供しているのは公共サービスであり、そういう意味で同一労働同一賃金という言葉を送り込ませていただきました。会社が違うからって言われればそれまでなんですけど、そういう意味で書いてきたつもりでございます。

そのうえで、例えば、契約管財課長がおっしゃっているのは、その仕事の中身が違う、これはたぶん公務員的な用語で言うと職務職責の違いというやつだと思うんですけど、確かに仕事が違うと責任も違う、業務内容が違うから、その結果の求められる職能も違ってくるところで、それを、ある意味我々の公務の賃金をベースに行ってる以上は、その辺の議論からは離れられないことは百も承知なんですけど、かといって、例えば区が採用している会計年度任用職員、あそこに区の政策的に期末手当を出している。だから、そもそも最初からこの議論の俎上に乗らないという話ではないのではないかな。もう実際そういうことをやってるわけですから。他に変えようがないので、委託じゃなくて、会計年度任用の職員の方を使われているわけなんですけど、かといって、これの業務は丸ごと民間に出してるからそちらはそっちでやってねって議論は二階建てのような議論になっちゃうので、それは、ちょっと適切ではないのではないかなという気はしています。

(契約管財課長) 同一労働同一賃金なかなか難しい問題もでございます。委員からのご指摘いただきましたように、厚労省のガイドラインも読みましたけれども、やはり、このモデルとなる職員とですね、比較して同じ権限があるのであれば、それは同一労働同一賃金におそらくなるんだろうと思っております。そこが違うのであれば、そこはもう同一労働同一賃金というような発想にはならないのかなと思っておりまして、確かに委託契約の中にもおそらく同一労働同一賃金がかしたら適用される方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺はですね、やっぱり具体的に実態の調査をしていかないとなかなか一律に賞与っていうわけには(いかないと考えています)。ちょっと現状では同一労働同一賃金が導き出せないかなというのが事務局の見解です。その辺は私よりプロの石川先生にお話いた

できればと思うんです。

(石川副会長) 確かに、八木委員のおっしゃるこの制度に対し適用すべきだっていう考え方は私も同意いたします。ただ、契約管財課長がおっしゃったように、本当に適用されるべきなのか、されないかってところはきちんと見極めていかないとお金もいくらあっても足りなくなっちゃうと思うんですね。なので、そこはきちんと実態調査をした上で、必要な方には賞与を支払うということで進めていくということはいいいのかと思うんですね。ただ、このように下限額に入れてしまうと変わってきちゃうので、下限額は二本立てみたいになっちゃうのかなと想像しているんですけども、本当に調査がすごく大変で、私も訪問先さんから依頼されていますけども、半年から1年近くかかったりとかですね、そういう調査もありますので、やはり必要は必要だと私も思いますし、将来的に入れてほしいと考えますけど、準備の段階だとか、どういう方法で進めていくのかっていうのはじっくり検討していく必要があるのかなと思っています。以上です。

(契約管財課長) ありがとうございます。

(六田会長) ほかにどうぞ、ご意見。

(角谷委員) 参考資料の第1回の5ページの、先ほど課長からご説明ありましたところに今の新宿区の規程のところがありますが、この数年間ずっと議論してきました。今、賞与を入れるかどうかという話になっていますけれども、そもそも行政職(二)を基準とは、当該各号に定める額の一方であって、必ずそれがそのまま適用されるわけではなく、要は目標の一つであるということで数年やってこられたかと思えます。で、その他事情を勘案してということで、議論の中で決めていく。必ずその適用されるわけじゃないとずっときていますので、1つのその基準である、これは明確におきながら、その他の事情として議論を進めて各年度の下限額を決めていくっていうことでよろしいのかと思うんですが、いずれにしても今年度ではなく、次年度以降、そこの部分もその丁寧な議論をするということの問題ないのかなというふうに考えるんですけども。

(契約管財課長) 公契約条例のその規定の仕方はおっしゃるとおりでございます、まずは給料表があります。それと、その他の事情があり、両方を勘案して定めますという繰り返し私の方からご説明させていただいたところでございます。ただですね、今回ご提案いただきました賞与等につきましては、先ほど石川副会長からもございましたように、やっぱり丁寧な調査はおそらく必要なんだろうと思っているところでございますので、今回は付帯意見っていう話がありましたけれども、これはもう少し長期的見てどうしていくのかという形で検討していければなというふうに考えています。

(八木委員) この議論を何回かやっていますが、やっぱり技術系の行(二)の給料をベースっていう話を聞いて根本的に違うのが、高卒の技術系の職員は1年後には昇給するわけで、それから、その中にあるいろんな労働条件とか社会保険とか全部入っている中でのその給料ですから、根本的にまず違うっていうのと、

委託契約で働くことってというのは1年間の給料が分かりませんから、その辺です
すね、考え方をしっかり見失わないようにしなきゃいけないのかなということ
と、あとは職務職責の話をしましたけど、これこんなこと言っちゃ失礼かもしれ
ないけど、行（二）の初任給の方にどれほどの職責が課せられているのかなって
いう。職務職責の話をするそうなんですけど、正規の職員だったらそれでいい
んですけど、一番先に採用されてまず仕事を覚えなきゃいけないっていうのは、
行（二）の最初の初任給の方のレベルであって、そこに職責をどうのこうのって
議論するのがあんまり違うのかな、職責はないと言いませんけど。という感じ
です。今後ですね、その辺も視野に入れて検討いただきたいなと思います。

（契約管財課長）わかりました。

（小澤委員）賞与ですね、私どもはね経営者側の話なんですけれども、経済に
よって確定できないんですよね。景気が良くてそれで会社に利益が出るというふ
うに、前段階で四期ぐらいに分けて試算しますので、確信できるときには、例え
ば1か月出そうねって言っていたのが、急にこれだけ出そうっていう話になっ
たりとか。結構、私ども中小企業ってなるんですよね。経団連さんみたいな形で、
ベアとかいろんなもので何パーセントあげます、何ヶ月になりますっていうこ
とを一つひとつ見て行かないと判断できないんですよ。そういうところもやっぱり
中小企業のジレンマっていうのがあるんですよね。だから大きな企業と、小さな
企業と中企業の経営状況をそれぞれ違うと思うんで、それを考えながら判断して
いかないと難しいのではないかと、ちょっと思いましたね。

今、非常に材料費が上がっています。材料費が上がるとやっぱり物価も上がる
。物価が上がると職人さんたちの給料も上げてよという話になりますよね。
で、それに追従していける間はいいんですけれども、それがあまりにも材料と労
務費っていうものが差が出てきましてね。それで単価に反映すると経済的に仕事
の量が減ってくる。減ってくると価格を下げ受注される企業も多くなって、な
んとか私たちもそれに引っ張られないようにって頑張るんですけど、それ限界が
ありますんでね。この賞与は非常に段階に分けて精査していかないと話が食い違
ってきてしまうのかなって思うんです。難しい問題だなと思いましたね。

（六田会長）この賞与の取り扱いということについては、課題といたしまし
ょうか、個別具体的な事情の違いとかあって、1つにひっくるめて公式を出すとい
うのが非常に困難なところがあると思うんですが、そういうご意見があるというこ
とです。また、これをどのように取り扱っているのかっていう更なるまだ調査
検討というところがあるかと思いますが、お出しただいたご意見はそれはそれ
として活かすようなことで、更に詰めていくような形で進めさせていただけれ
ば。

（小澤委員）賞与っていうのはね、考えていくべき問題だと思うんです。や
っぱり賞与があるからちょっと豊かになるっていう考え方がありますね。ベー
スの生活からみんなちょっと豊かになっていこうよっていうところがその辺なの

かなってというふうに思うんですけどね。

(八木委員) 賞与に関していえば、公務員賃金の場合は、毎年人事院、人事委員会が民間の給与実態調査やっていますので、それを勘案して最後勧告を出していますので。課長は何を言いたいとお分かりと思います。公務員の一時金なんて言われますけど金額も決まっていますもんね。民間調査をベースにして、毎年その期末手当分だけでも考えていただければなという程度の意見でよろしく願いいたします。

(小澤委員) でもそういうのも、考えて、見ていかないといつまで経っても改善がなされないっていうのがありますからね、大切なことでしょうね。

(六田会長) そういう議論を始めるところで請負、それから委託・指定管理、これについてのその下限額、事務局から出されておる案については皆さんいかがでございますでしょうか？

(契約管財課長) 私、先ほど説明忘れましたが、本日はですね、机上配布させていただきました、欠席されている森委員の意見書もありますので、そちらもご参考にしていただければと思います。申し訳ございません。

(六田会長) ご説明、付加して出されますか？

(契約管財課長) 森委員の意見はですね、工事請負契約あと委託契約・指定管理については事務局提案で全く異論はないというところでございます。答申につきましては、付帯意見として特にアンケートですね、第2回審議会でも森委員からは非常にアンケートのところにご意見いただいたところがございますので、アンケートの改善について記載することを要望しますというところがございます。また、議論に必要な資料の提出については引き続き実施していただくように要望しますということで、資料の提供は事務局から議論の充実に資するように提出してくださいという趣旨でございます。なお書きですが、付帯意見につきましては、審議会の総意として区長に要望する事項のみを記載して、今後議論を深め、進める内容、課題については議事録に記録すべきものと考えていますというところがございます。2として、大きく公契約条例に関するアンケートというところで、第2回でもおっしゃっていた回収率100%を目指せと非常に事務局に高いハードルを突きつけられているところがございます。3つ目として、商工会議所でございますね、中小企業の実態についてというところを述べられていらっしゃいます。中小企業は限られた事業遂行に必要なあらゆる業務をこなしておりますので、1人の労働者が担う業務がとても多様だと。1日のうちですね。経理をやったり営業をやったりと、ひとりの労働者が1つの職種をやっているわけではないんです。そういう実態を知って欲しいというご意見だと思います。ですので、同一業務や職種別これ職種別だと思いますが、その議論につきましては、中小企業の実態を十分に踏まえて考えることが必要ですと、そういう森委員の意見でございます。

(六田会長) ありがとうございます。今日欠席なさってらっしゃいますけど、

森委員とすれば、下限額については同意賛成ということですが、皆さんにおかれてはどうでしょうか？ 事務局が提案されている下限額ですが、特にご意見がなければ下限額についてはこれで答申ということでご了承いただくことで、意思表示を。もし挙手していただければありがたいです。

(委員全員挙手)

(六田会長) よろしいでしょうか？ 事務局から案として出された下限額については了承をするということです。それで、あとパート2としては、この答申に対する付帯意見として八木委員、角谷委員からご提出いただいております意見書の取り扱いについて、どうぞ皆様、またご意見いろいろと交わしていただければと思います。

(角谷委員) 意見書としてさせていただいた項目のところを、このあいの第1回及び第2回審議会を経て、最小限のことといたしますか、大枠問題ないところを出させていただいています。その先ほど懸案となっている賞与の問題と公契約条例の型の問題については、中長期的には課題であると課長もおっしゃっていただきましたので、賞与のところにつきましては表現としてどうかというお話がありましたので、例えばその「賞与」っていう表現自体を使わずに、行(二)はもう条文そのものを書いてありますので、計算式ってその各自治体の裁量によってその数字が変わってくる。今回、その有給を区の職員の平均取得日数15日というところを入れていただいたことによって下限額が上がったということもありますので、その「計算式(そのもの)について詳細丁寧に検討していく」という表現で、賞与っていうものをとれば、このままでも使えなくはないのかなというところ。あとは④のところのILO型への移行は「早急に」というのを取ってですね今後の中長期的な検討課題にしていくということではいかがでしょうか？

(六田会長) おそらく答申書については、これを決議して、それはもう区長さんの方に審議会の決議という形でお出しする、その答申書の中にふたつテーマがあるわけですが、(1)と(2)をそのまま答申書に載せるのか載せないのか、あるいはその制度の内容はどうするのかとか、こういう個別具体的な話になろうかと思うんですね。そこでまず「(1)次年度の検討課題」という1つのパート1ブロックと言いましょか。もう1つは「(2)今後の検討課題」というのが①から④まであるわけですが、審議会として答申書に載せるのか、どういう形の取り扱いをするのかということも意見として、皆さんの考えとして具体的なご意見ありますでしょうか？ 八木委員、あるいは角谷委員におかれては、この(1)(2)とも答申書の中にそのまま表現を変えてとしても載せてはどうだろうかというようなご提案でございませうかね。果たしてそういうことで答申書に登載するという、それを2つ伴うのか、あるいは(1)あるいは(2)だ

けにするのか。審議会として総意するところで答申に記載すると、それがやはり審議会としての最もリーズナブルな運びかなと思っておりますが、そのあたりのことも、意見交換をどうぞよろしく願いいたします。

(八木委員)「(1) 次年度の検討課題」ですけど、これは例えば先ほどの森委員の意見書にもありましたけど、審議会の総意として、区長に要望する事項には当然あたると思うんですよ。どれも早くやった方がいい、もうすぐにでも取り組んだほうがいいと思うので、(1) ①②③に関しては。それで、そういう意味でいうと、先ほど賞与の議論がありましたし、それから郊外施設の問題がありましたけど、そういったものは今後ですね、さっき石川副会長がおっしゃいましたけど、調査の時間がかかるという話がありましたので、その辺はいいのかなと思っています。森さんの表現を借りると議事録に記録すべきものという感じでやってもいいのかなと思いますけど、ただ、議事録に記載されて、次年度の議論で出てこないと困るので。

(契約管財課長) それはないです。

(八木委員) そしたらいいのかな。ただ、(2) の今後の検討課題の④ですけど、これ(1) の③と絡んでるものだと思うんですよ。アンケートが最初の年だったので、一回こんなものかなということでやってみただけど、見てみるともう少し深く掘り下げた方が良くないかなってというような内容があった。数字も1,080円だったと、じゃあそれを今回1,202円にして、それでアンケートの内容っていうところで、もう一回いろんな形が見えてくると思うんですけど。ただ、先ほどの議論でもありましたけど、できれば同じ内容のアンケートにしないと効果が測定できないという、実際ありますよね？ ですから、一定程度整理された内容のアンケートを早い段階で固めた方が良くないかな。そうなってくると、例えば行政主導型からILO型の議論もそうですけど、条例のスタイルがカチッと決まった方がいいのかと。賃金の相場の問題と条例のスタイルが決まった方がいいのかなっていうのがあるので、(2) ④だけは(1) の④として入れられないかなというのがあります。

(契約管財課長) 私どもの条例は古川先生の分類によると行政指導型という形にされているんですが、私どもの条例もですね、先ほど申し上げましたように、第9条でそれなりの一定程度実効性をもたせているところでございますので、今後ですね、先ほど八木委員からお話ありましたようにアンケートについてですね、まずは現在の条例の形でアンケートを取っていきながら、どうやって実効性を高めていけるのか、まずそこをやっていきたいと思います。ですので、まだ施行して今度で4年目になりますので、条例のタイプを変えるのではなくて、現在の条例のタイプで、どこまで実行性をもたせられるのか、そこはアンケート等を通じてやっていきたいと考えております。で、一定期間経った段階で、この条例の型について検証して、それを踏まえてILO型が良いのか、その辺を委員の皆様と一緒に議論できればと考えているところでございます。

(六田会長)なるほど。後の委員のみなさまいかがでいらっしゃいますでしょうか？

(小澤委員) 答申の付帯意見の案として(1)と(2)があるんですけども、それぞれの中身は合計して7つありますよね。あっちもこっちもになってしまうので、この中から一番早急にやって、必要であるべき項目をやはり絞ってやっていく方が良いのかなと思うんですよね。段階的にどういうふうな形でやっていくのかっていうのを検討すると、これいっぺんに7つポンと出しちゃって、あっちもこっちもっていう形になるとまとまらないと思うんですよね。だから、どれを最初に実施するか、3つぐらいに絞って検討していこうかっていうことを決めたらどうでしょうか。

(六田会長)おそらくですね、これについては、八木委員、角谷委員のご意見を考えなければなりません、(1)①②③と(2)①から④までとは性質的にか、いわゆる時期の問題だとか、パーツをお分けになられたのは、それなりの意味があってお分けになったんであって、3つと4つを出して7つあるから、その中のどこかからっていうご意見じゃないんじゃないのかなと私は理解しております。

(角谷委員) 記載のとおりで、次年度の課題と、次年度と言わず中長期的な課題という意味でございます。

(小澤委員) 分かりました、ありがとうございます。

(六田会長)「次年度の課題」と「今後の課題」というところに、非常にそこにキャラクターの、性質の違いといたしましうか、その時間で分けてご提案されていらっしゃると思うんですよね。

(小澤委員) 理解しました。

(六田会長) あんまり会長が発言するのはよくないのかもしれませんが、やっぱりできたら「審議会の総意」として答申書に載せるのが一番望ましいと思うんです。区長の付属機関とこうなっておるわけですからね。そうしますと、この「次年度の提案」((1)①②③)っていうのは、やっぱり次年度これは進めていくべきじゃないだろうかということで、私としてもさほど何かレジストされるような案件じゃないんじゃないのかと思っております。

(契約管財課長) 事務局としてもですね、(1)①から③は、これはもうベクトルが同じ方向を向いています。私どももなるべく早期に、人事院勧告が出ましたら、なるべく早期にやりたいと考えております。ただ、第1回審議会は、まだ議論の俎上が何もない段階ですので、前年度の課題の整理ですとか意見交換になってしまうかと思いますが、それは早めにやりたいというのは事務局も同じでございます。あと資料についても、書かれているもの全部出せと言われてもなかなか厳しいところがあるかもしれませんが、議論に資する資料については可能な限り提示していきたいと思っております。

(六田会長) 八木委員、角谷委員から出ている意見で、次年度にこれはもう取り

掛からなきやいかんっていう意味では、答申書の中に私はそっくり（１）を入れると。（２）については今後のことですが、非常にやっぱりこれ見てまいりますと、賞与の問題にしても、それから②③のことについても、かなり論理と実態と分析を要する。特に④は、やっぱり条例の法的性質にまで関わってくるものを、単純に行政がILOに行くぞとかそう進めとかっていうのはかなり基本的・基礎的な分析を要するものと思います。これは審議会ですっかりね、もっている制度とそれを条例にどう反映するかとか、当然、議会の承認があるわけですので、あまり軽率に付帯意見ということではなく、もう少し審議会でも議論して揉んで、これはもっともだと言われるような、そんなところのグレードに高めた後にもっていくと。それでも、今後とお書きになられたのはとても問題提起として良かった。本当に良かったと思うんですが、できたら（１）は付帯意見として答申に入れるということで、（２）については貴重な意見でございますので、議事録にきちんとこれは編綴してですね、残してこれが議論されたんだということで、次に行く時にこれは受け継いで、承継してやっていきたいと、そういう形できちんとした議論を経てというエビデンスを残して議事録に全部これを入れると、こんな形で合意ではどうかと思いますが、どうでしょうか？

（石川副会長）今の六田会長のご意見に賛成です。確かに（１）についてはもうこれは早急にする課題であるので今回にするべきですし、（２）についてはまだお時間を必要とする検討課題ですので、森委員のご意見にあるように議事録に記載すべきという考え方も同じ意見です。

（六田会長）いかがでございましょうかね？ 本当によくこういう短い時間で、八木委員、角谷委員におかれては問題点を抽出して、ご意見という形でお出しくださいったと思っておりますが、（１）については答申の中に付帯意見として入れる。（２）については議事録に残して今後の課題として、なお継続審議をしていただくと、このような取り扱いで、審議会として議決するということではいかがでございましょうかね？

（八木委員）そうですね。

（六田会長）よろしゅうございますでしょうか？ 角谷委員、いいでしょうか？

（角谷委員）はい。

（六田会長）本当にありがとうございます。やはり審議会の総意という形でね、取り扱いたいと会長として思ったものですので、そのようなお願いをした次第でございます。さあ、そういたしますとパート１とパート２のふたつについても、ご議論の決議を経たというところで具体的な答申案をつくらなければなりません。そして、来年の１月でしょうか、上旬だと思いますが、答申を区長に出さなければなりません。事務局で今の議論を踏まえた答申案というのをつくっていただきます。それを各委員にご高覧いただき、それでよろしいかどうか再度、その答申の文言についての議論をしていただきたいと思います。１０分位、ここでご休憩いただくということで各委員よろしく願いいたします。

【休憩・答申案の作成】

(六田会長) 答申案について各委員に配付されたと思いますが、事務局におかれましては、朗読のうえ、説明をお願いいたします。

(契約管財課長) それでは、私の方から「令和5年度労働報酬下限額について(答申)」を読み上げさせていただきます。

「令和5年度労働報酬下限額について(答申)」。令和4年10月31日付け4新総契契第1882号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。つきましては、本答申を充分尊重されるとともに新宿区公契約条例の普及啓発及び条例の効果的な運用がなされるよう要望します。

記書き以下でございます。「1 工事請負契約における労働報酬下限額(1日あたり)」でございます。「(1) 労働者等(一人親方を含む)」として、アとしまして、令和4年3月に発表される東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、それぞれの単価に100分の90を乗じて得た金額とするのが妥当である。公共工事設計労務単価のうち設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については以下の表の左欄に掲げる職種に応じ、同表の右欄に掲げる職種の労働報酬下限額の金額(上記アより算出されたもの)とするのが妥当である。職種、適用させる職種につきましては、「タイル工」は「内装工」、「屋根ふき工」は「板金工」、「建具工」は「内装工」、「建築ブロック工」は「石工」とする。

「(2) 未熟練工(受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者)、年金等の受給のために賃金を調整している労働者」としましては、直近の公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た金額が妥当である。

「(3) その他」としまして、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額改定された場合は、その単価を基に労働報酬下限額を算出することが妥当であるとしています。

裏面をお願いいたします。

2といたしまして、「業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額(1時間当たり)」についてでございます。(1)としまして、業務委託契約及び区内に存する施設の指定管理協定については令和5年度の労働報酬下限額を1,202円とする。(2)区外に存する施設の指定管理協定については、令和5年度の労働報酬下限額を各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、令和4年10月の地域別最低賃金額の増額分と同額を加えた金額とするのが妥当である。

3といたしまして、「付帯意見」でございます。(1)第1回審議会の開催時期

	<p>を夏ごろに早め、早期に意見交換を行うこと。(2)といたしまして、事務局は審議会の議論に必要な資料を可能な限り順次提示していくこと。具体的には入札状況、落札率等に関する資料でございます。(3)といたしまして、工事と委託、指定管理のそれぞれについて、業種の実情に合わせてアンケート内容の充実化を図ること。以上でございます。</p> <p>(六田会長)ありがとうございました。まず、1の工事請負契約における労働報酬下限額について、(1)(2)(3)という、こういう審議、決議をさせていただいたところでございます。それから委託については、指定管理含めて、下限額はこちらで議決させていただいたところでございます。付帯意見につきましては、ご提案ありました(1)について、そのままそっくりという訳ではないかもしれませんが、要旨・趣旨とすれば、これをくみ上げており、今後いかに中身を充実させていくかということじゃないかと思っております。案文について各委員のご意見お考え等々どうぞ。</p> <p>もしこの答申でよろしいということでございますれば、区長へ審議会としての正文を作って、押印のうえ提出させていただきますが、各委員におかれていかがでしょうか？</p> <p>(角谷委員)去年もですね、活字とならなかったけれど建設的な意見がたくさんされましたというように会長から区長に口頭で伝えますというお言葉をいただきました。今年についても、先ほどの答申書に載らなかった部分でより良い条例にしていこうという議論をたくさん行った、多角的に議論を行ったということがありますので、口頭で区長にお伝えいただければと思います。よろしく願います。</p> <p>(六田会長)活発な意見が審議会では出ましたよということでございますね。前回ね、前々回の時でしたか、お会いした時にも付帯決議について、あえてご説明申し上げたんでございます。こういうことだから一つこれ決議になっているので、よろしく願いたい。(1)については、今回は付帯意見としてお出しいたします。(2)についても口頭とはいえ、こういう審議が審議会においては活発に出されておりますので、ご理解の程よろしくということ添えさせていただくと、こういうことでよろしゅうございますでしょうか？</p> <p>(角谷委員)はい、ありがとうございます。</p> <p>(六田会長)ありがとうございます。それでは、これをもって成案とするということにさせていただきます。本日はこれをもって審議会としては終了、閉会とさせていただきます。各委員ありがとうございました。また、事務局も本当にご苦勞様でございました。感謝いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>➤ 答申について</p> <p>令和5年1月10日(火)に六田会長から吉住区長へ答申を行う予定。その答申に従って令和5年度の労働報酬下限額を決定し、1月中旬までに告示を行う予定。</p>